

お問い合わせ内容	回答内容
<p>【問い合わせ】 PPWで図面を取り込んで書式チェックをかけたところ、「【図1】が図面に記載されていますが、明細書の【図面の簡単な説明】には記載されていません。」というメッセージが出たので、原因を教えてほしい。</p>	<p>【回答内容】 【図面の簡単な説明】で、図面の識別子が説明の前に記載されていないことが原因です。 【図1】図1は…のように記載してください。 →リモートで確認し解消しました。</p>
<p>【問い合わせ】 特許願の図面をファイル読み込む際、利用書類種別に「特許・実用出願(白黒2値) 200~400dpi」と書いてあるが、PPW上で200dpiのイメージを400dpiに変更することは可能か。</p>	<p>【回答内容】 PPW上ではイメージのdpiを変更できません。元画像のdpiをあらかじめ400dpi対応のサイズにしてから取り込んでいただくようお願いいたします。 なお、PPWではイメージのドット数によってdpiの判断が変わります。 例えばXML系書類の場合、ドット数が横:2007、縦:3011を超える場合には、400dpiと判断されます。</p>
<p>【問い合わせ】 34条補正の写し提出書について、送信ファイル作成後に、下付き数字が元の大きさに戻ってしまう。</p>	<p>【回答内容】 34条補正の場合、文字修飾に制限があります。 <a href="https://www.jpo.go.jp/system/process/shutugan/pcinfo/make/document/doc_rules/100121339.pdf">https://www.jpo.go.jp/system/process/shutugan/pcinfo/make/document/doc_rules/100121339.pdf</a> 上記ファイルを送信し、該当文字の有無をご確認頂きました。</p>
<p>【問い合わせ】 手続補正書の形式はXML、SGMLどちらか。また、JPEGフルカラーの画像はどのような場合に使用できるのか。</p>	<p>【回答内容】 手続補正書は特許・実用の場合XML、意匠・商標の場合SGML系書類となります。また、SGML系書類の場合のみJPEGフルカラーのイメージが使用できます。 →特許庁のイメージファイル規定、書類の分類をお客様と確認し解決しました。</p>